

市民と行政の協働で 元気なまちへ

2023年5月 総合政策部 地域振興室



『きょうどう』って知ってますか？

◆共同

◆協同

◆協働



『きょうどう』って知ってますか？

◆協働

様々な担い手が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいいます。

➤複数の主体

➤目的の共有

➤対等な関係

➤力をあわせる



協働が求められる背景

◆行政が行う公平で画一的なサービスでは多様化する市民ニーズに応えることが難しい

➤市民目線から専門性、柔軟性などの特徴を行政に加えることができ、行政サービス提供力が向上する。

➤地域を知る者が参画することで、より地域にあったまちづくりに取り組むことができる。

◆複雑化する地域課題を市民や行政が単独で対応するのが難しい

➤単独では解決できない課題についても、目的を共有する主体が複数集まることで、新たなアイデアが生まれる可能性がある。またそれぞれの強みを生かし、弱みを補い合うことができる。

2

協働が求められる背景

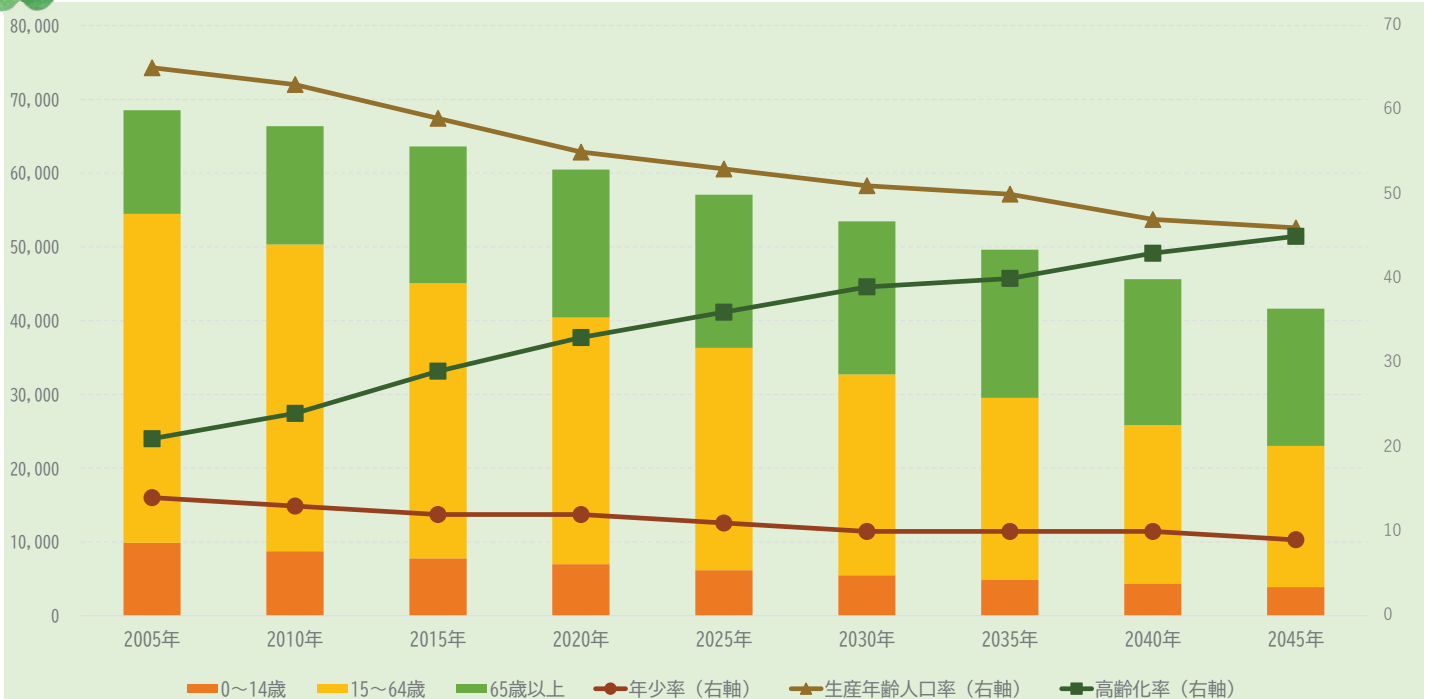
◆メリット

- 市民がサービスを受けるだけの側から、自ら社会サービスを提供する側になる
- 自治の主体であるという意識が芽生え、民間活力が活性化する
- 行政の透明性を高め、説明責任も強化され、行政事業の必要性や役割の見直しにつながる
- 同じ目的を持ったものが集まることで新たなコミュニティが生まれる
- 生きがいや自己実現の場を見出すことができる
- それぞれの強みを生かすことができる
- それぞれの弱みを補い合うことができる
- 新たなアイデアが生まれる
- 行政が新たなノウハウを得ることで、新たな行政手法が生まれる

3

橋本市の現状

出展：国立社会保障・人口問題研究所、e-Stat

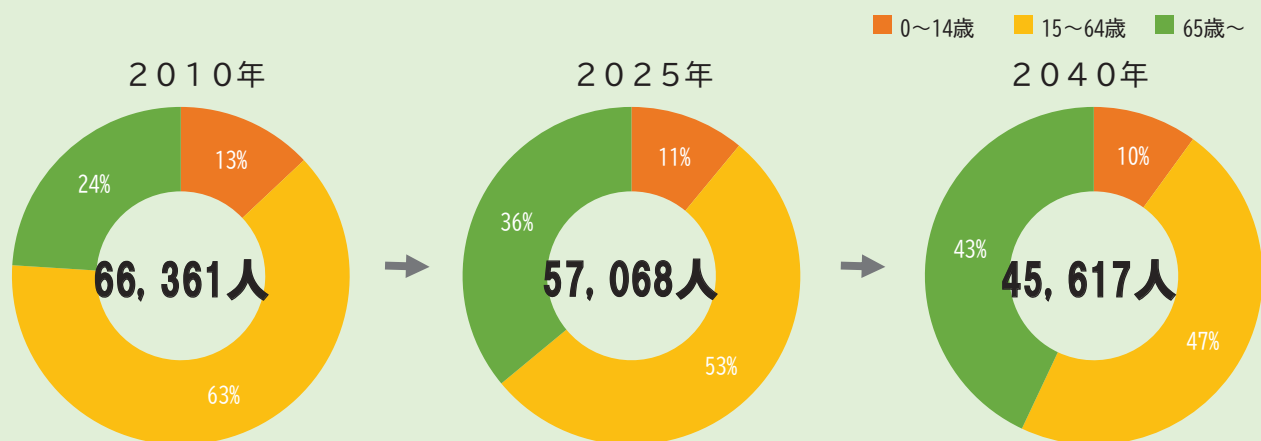




橋本市の現状

◆自然動態+社会動態=△700

橋本市の人口は2010年から2040年の30年間で
21,000人減少する。(年間700人の減少!!)



出展：国立社会保障・人口問題研究所、e-Stat



橋本市はどうなるの？

◆懸念されることは・・・

- ・ 支出の増加
(公共施設等の管理費、医療保険、介護保険料の増大)
- ・ 税収が減少
(自主財源の確保が困難、職員数の削減、経費の節減)
- ・ 地域活動の担い手の減少

◆乗り切るためには

- ・ 自分でできる事は自分で、地域でできることは地域で。
- ・ 地域の課題を一人ひとりが自分事にとらえ、主体的に行動する。

4 そこで・・・

◆橋本市の自治と協働をはぐくむ条例

市民の皆さんや行政などが互いに協力し合う

「協働のまちづくり」を進めるため、
基本的な考え方やルールなどを定めた

「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」

(通称：はぐくむ条例)を平成31年4月に制定しました。



4 はぐくむ条例の特徴

◆皆さんの活動を後押しします

市民の皆さんの活動を後押しするため、「責務」
「義務」ではなく、「役割」という表現を用いています。

◆親しみやすいです・ます調

親しみやすいように、条文全体を「です・ます調」で
表現しています。

◆作ってからも育みます

将来にわたってこの条例を育みたいと考え、
愛情をもってみんなで育てていきます。



はぐくむ条例の目的

- ・まちづくりの基本理念と基本原則を明らかにする
- ・協働によるまちづくりの推進
- ・自立した地域社会をつくること



まちづくりの基本理念と基本原則を明らかにする

◆基本理念（基本となる考え方）

➤住み慣れた地域で子どもから高齢者まで

地域全体で支え合いながら

安心・安全な生活をおくれるまちを目指します。

➤協働してまちづくりを進めます。



5 まちづくりの基本理念と基本原則を明らかにする

◆基本原則（基本的な進め方）

➤情報共有

まず市民と市、市民間や市の内部でお互いに情報を発信し、共有し合う必要があります。

➤市民参画

市民は、まちづくりの主体として積極的にまちづくりに参画するよう努める必要があります。

また、市はその参画のための機会を設ける必要があります。

➤協働のまちづくり

適切な役割分担のもとで連携し、協働してまちづくりに取り組みます。
市民も含め、市全体が一体となって取り組むことが大切です。

➤相互の尊重

住みよい豊かなまちをつくるため、
お互いの意見や行動を尊重し合うことが重要です。



6 はぐくむ条例の位置づけ

◆本来条例に上下関係はありませんが、橋本市を住みよい豊かな地域社会とするために、はぐくむ条例を尊重し誠実に遵守する旨記載されています。

◆つまり、市が、条例、規則等を制定又は改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図る必要があります。



条例をはぐくむ仕組み

- ◆はぐくむ条例はまちづくりを進める上での基本となるものであるため、社会情勢に合ったものになっているかどうか、形だけのものになっていないか、橋本市の自治やまちづくりの推進に本当にふさわしいものかどうかを検証する必要があります。
- ◆そこで条例の検証や見直しを市民参画の基でおこなうための委員会を設置しています。